

令和5年度 宇都宮市地域包括支援センター 事業評価結果について

令和7年3月11日
宇都宮市 保健福祉部
高齢福祉課 相談支援グループ

令和5年度 運営事業評価について（令和6年度実施分）

目次

1. 概要

2. 評価報告

（1）市の評価

（2）センターの評価

3. 評価報告

評価報告に基づく課題等

評価報告に基づく課題に対する対応

1. 概要

（1）目的

センターが地域において求められる機能を十分に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づき必要な機能強化を図っていくことが重要である。

そのため、全国の市町村及びセンターにおける取組状況を評価することにより、地域包括ケアシステムの深化に向けた取組を加速させるもの。

（2）指標評価

以下の3つの視点から各評価指標が設定されている。

組織運営体制

- ①組織運営体制
- ②個人情報の保護
- ③利用者満足度

個別業務

- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④地域ケア会議
- ⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

事業間連携

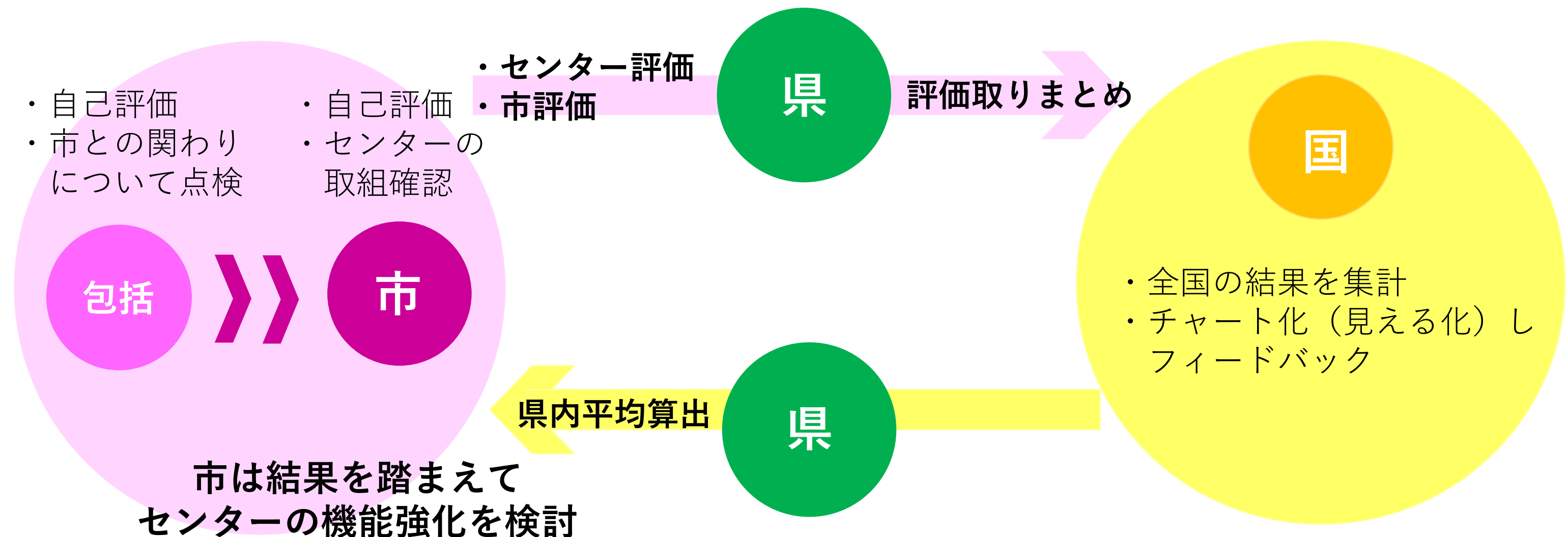
（社会保障充実分事業）

- ・認知症初期集中支援チーム等

1. 概要

（3）評価方法

- ・ センターは自己評価を行うとともに、市との関わりについて点検を行い、市は自己評価とセンターの取組等の確認を行い、センターの評価と併せて県を通じて国に報告する。
- ・ 国は、全国の結果を集計し、チャート化（見える化）を行い、県を通じて市へフィードバックする。市はその結果を踏まえてセンターの機能強化を検討する。



1. 概要

（4）スケジュール

R6.6月

- ・ 国から
「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の
一部改正について

- ・ 国から県を通じて事業評価の依頼
- ・ 各センターへ未達成項目について要因を確認
- ・ 市の評価とともにセンター評価を提出

R7.2月

- ・ 国から県を通じて評価結果通知

3月

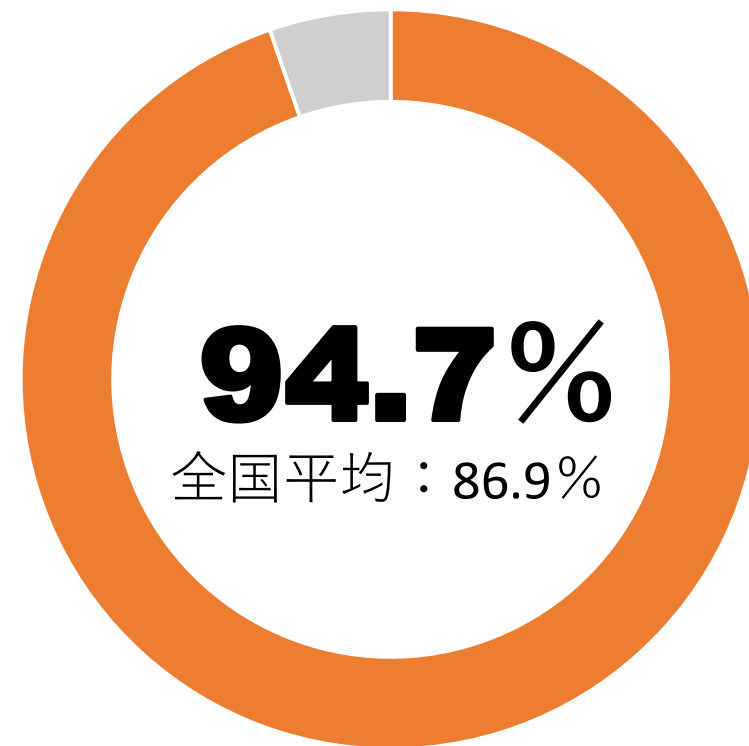
- ・ 3月11日(火)運営協議会にて報告
- ・ 3月18日(火)センター長会議にて報告(予定)

2. 評価報告

（1）市の実施率

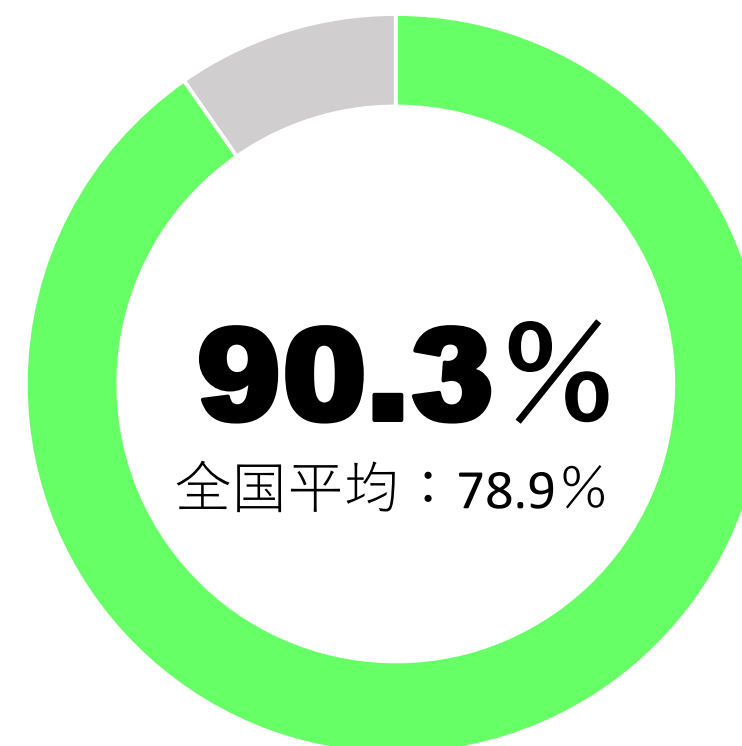
大分類において全て全国平均より高い値

▶ 組織運営体制



- ①組織運営体制
- ②個人情報の保護
- ③利用者満足度

▶ 個別事業



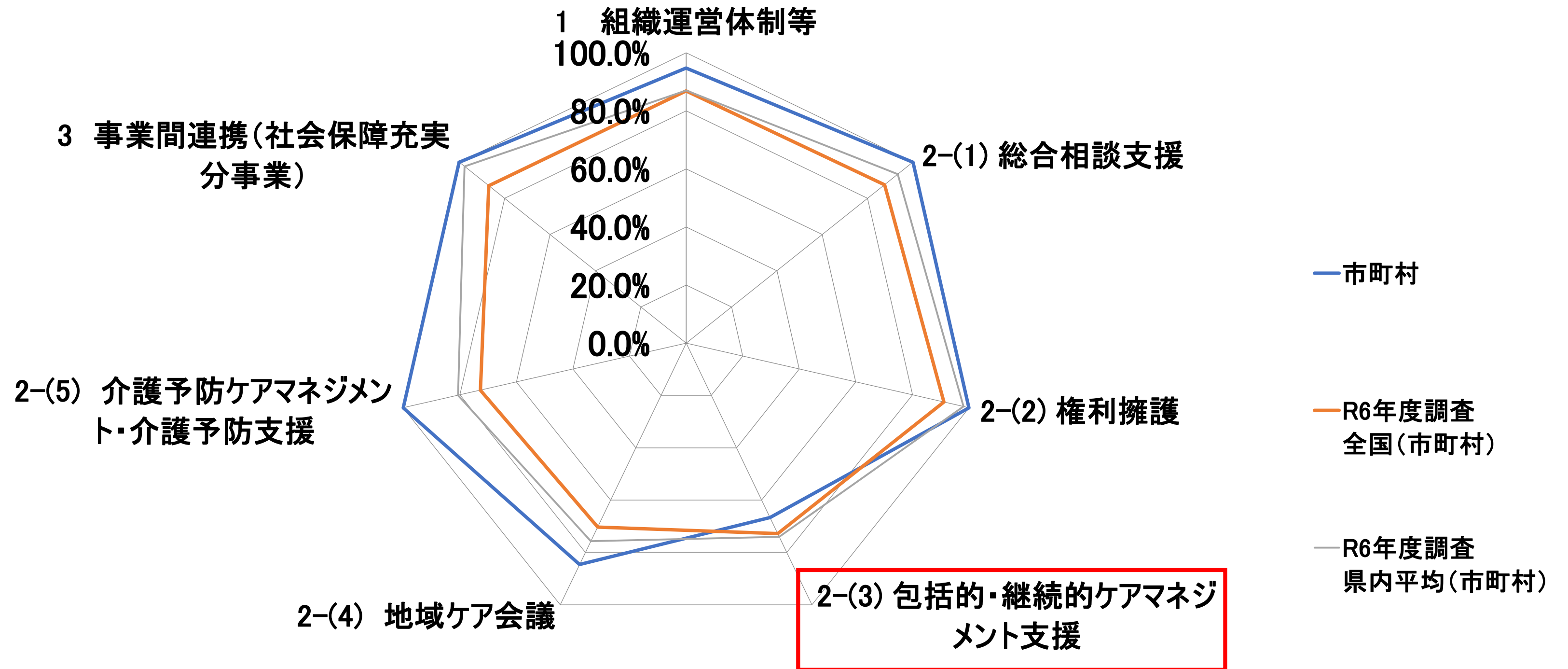
- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④地域ケア会議
- ⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

▶ 事業間連携



2. 評価報告

（1）市の実施率

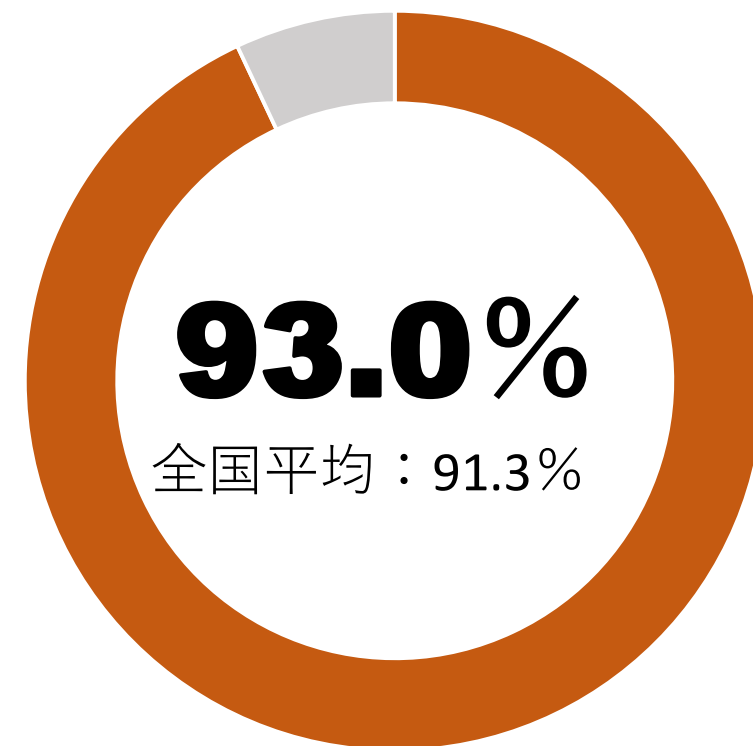


2. 評価報告

（2）センター25か所平均の実施率

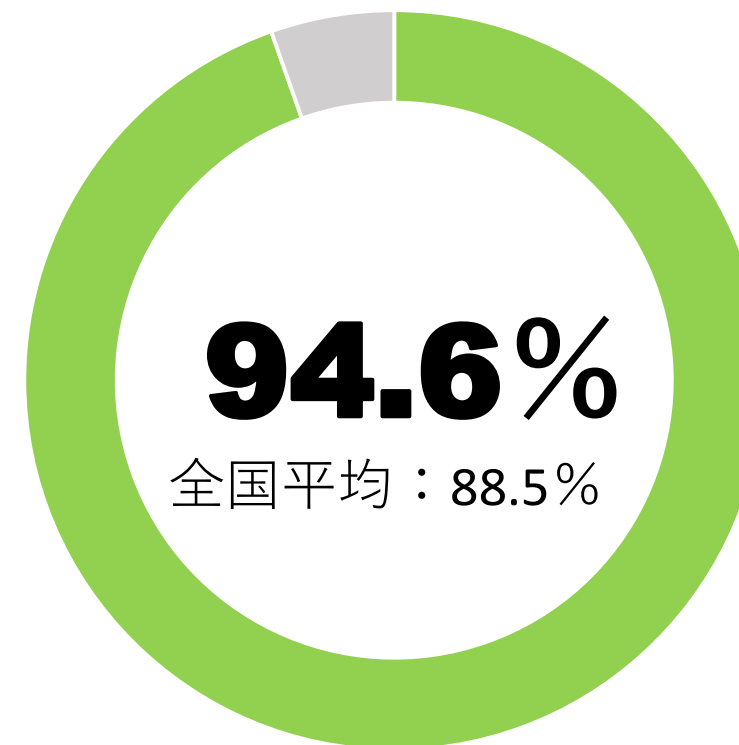
組織運営体制、個別事業は全国平均を超えているが、事業間連携は**全国平均以下**

▶ 組織運営体制



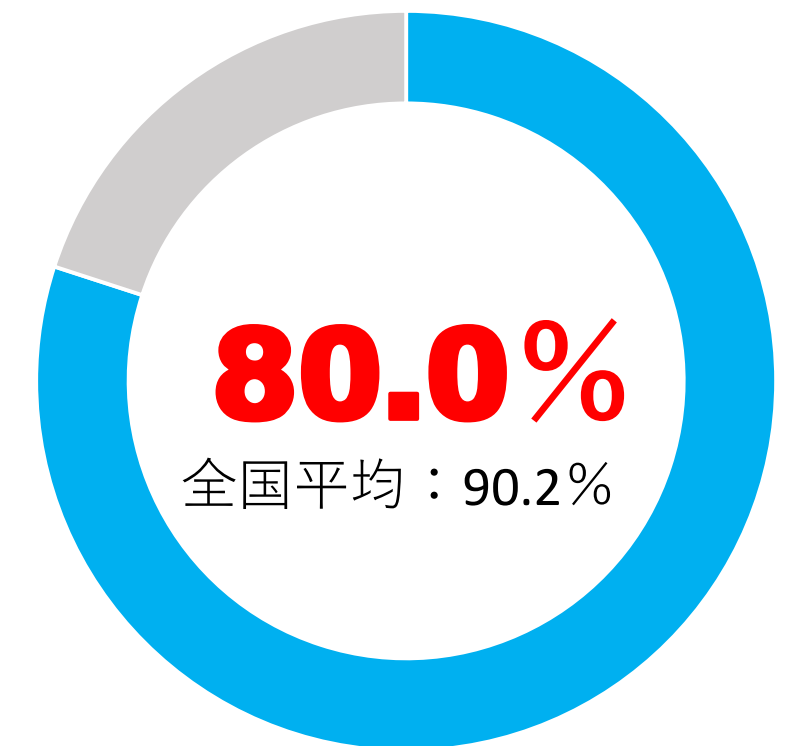
- ①組織運営体制
- ②個人情報の保護
- ③利用者満足度

▶ 個別事業



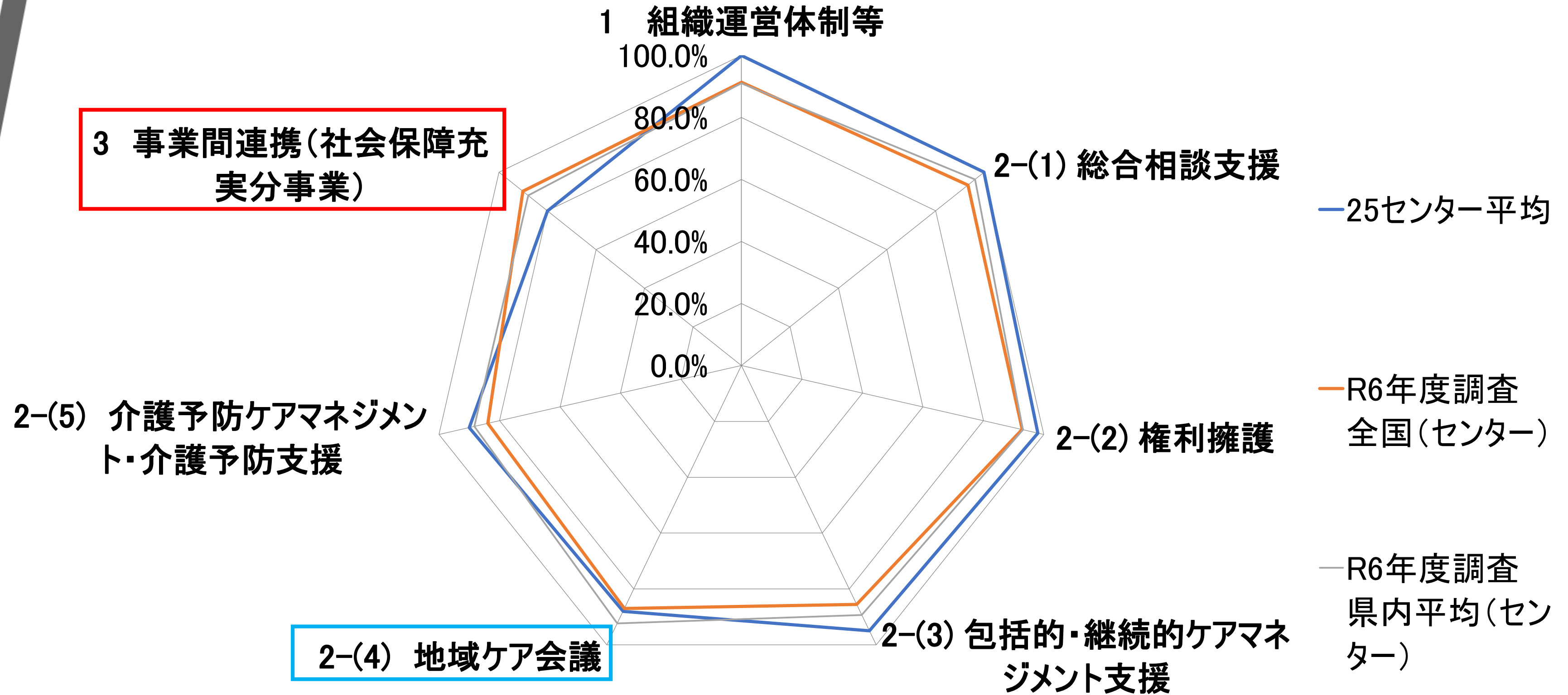
- ①総合相談支援業務
- ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ④地域ケア会議
- ⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

▶ 事業間連携



2. 評価報告

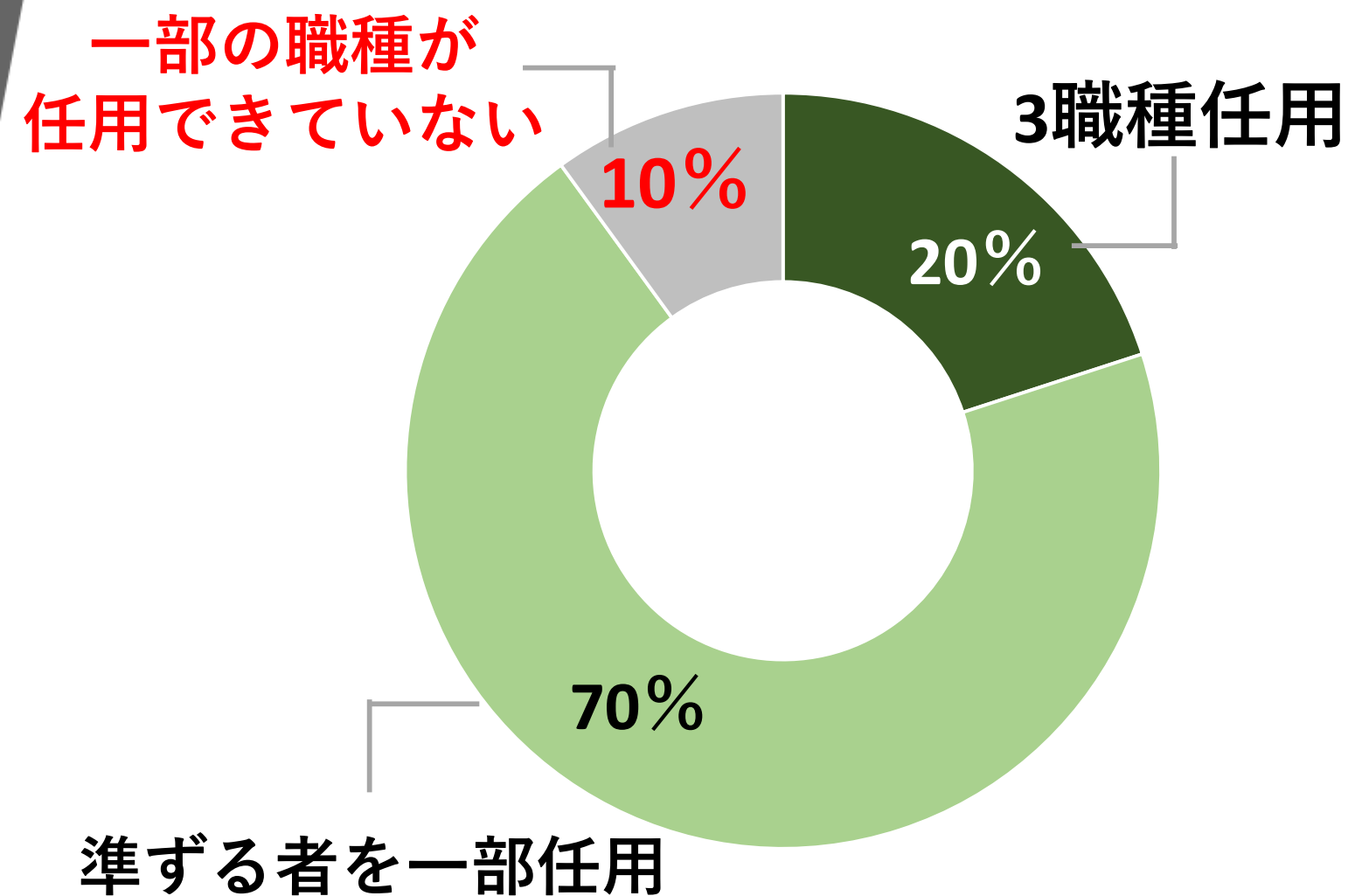
（2）センター25か所平均の実施率



3. 評価報告に基づく課題等

（1）センターの組織・運営体制等

令和6年4月末時点において、約2割（5箇所/25箇所）のセンターではそれぞれの職種を任用、約7割のセンターでは準ずる者を一部任用しているが、約1割のセンターでは一部の職種（主任介護支援専門員）が任用できない状況であり、引続き、人材の確保が必要である。



本市におけるセンターの職員配置においては、宇都宮市介護保険条例により、3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）に準ずる者を含めた配置基準を認めている。

一方で、国通知に基づく評価指標では、それぞれの職種の準ずる者は含まない指標となっている。

3. 評価報告に基づく課題等

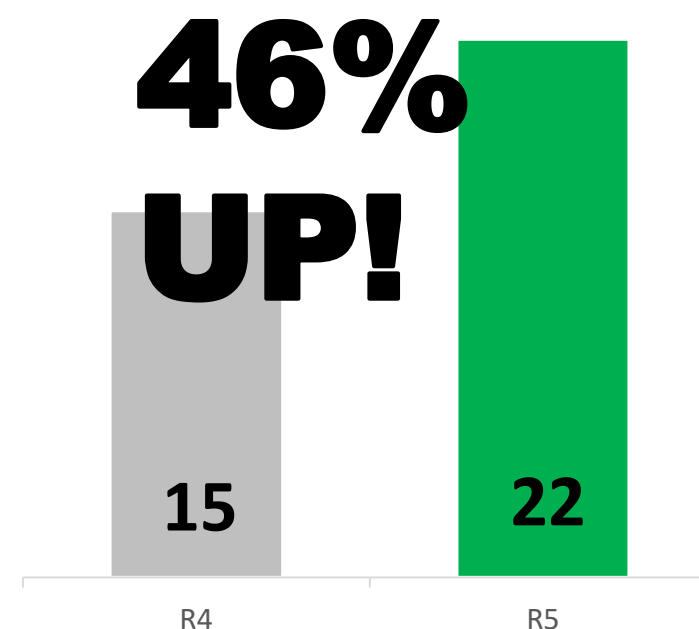
令和5年度 運営事業評価について（令和6年度実施分）

（2）地域ケア会議（地域課題，個別課題，見守り活動会議，協議体）

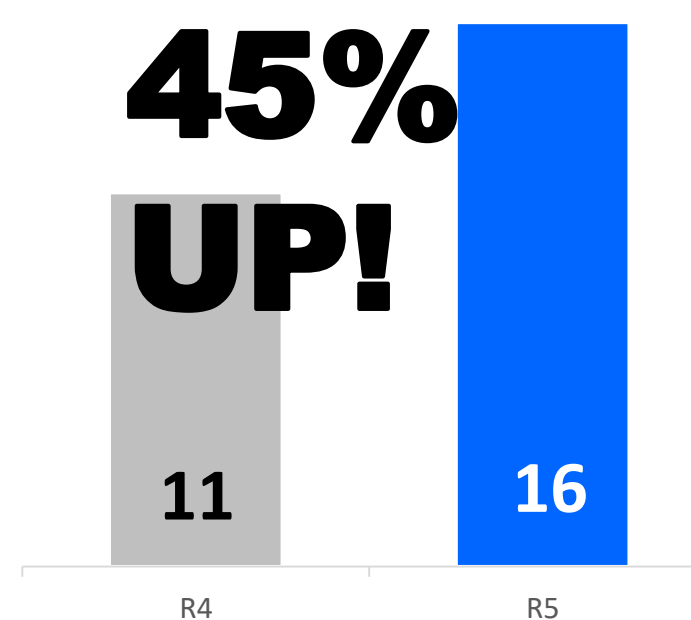


全てのセンターで
1種類以上，1回以上実施

個別検討会議実施率



地域課題検討会議実施率



複雑化・複合化する課題が増加
しており，今後も多職種連携によ
るアプローチの重要性は益々高ま
ることから，各分野における職種
と一層連携する仕組みを構築して
いく必要がある。

3. 評価報告に基づく課題等

（3）事業間連携

認知症初期集中支援チーム新規立ち上げ数

R4

0

R5

2

「認知症初期集中支援チーム」の新規立上げ数は少ないが、センターによっては、日頃から認知症疾患医療センターや認知症サポート医などと連携し、認知症ケースの課題解決を図っている現状がある。

このため、認知症初期集中支援チームの適切な介入も含め、より多くのセンターにおいて、多機関との連携による認知症ケースの課題解決が図られるよう支援していく必要がある。

3. 評価報告に基づく課題

（4）その他

保健と福祉のまるごと相談窓口（「エールU」）における複雑化・複合化した相談への対応力向上のため、相談分類の明確化，必要な支援の見極めについて，引き続き担当者会議等で議題として取り上げるなど，共通認識を図る。

また，関係機関や関係者と連携し，適切な支援ができるよう支援を続ける必要がある。

センター職員の対応力の向上を図れるような情報提供，研修等を実施するとともに，地域包括支援センターの運営体制の強化や業務負担の軽減に努める。

えーる ゆー
エールU



評価報告に基づく課題に対する対応

職員の配置状況と評価結果を鑑みて、実施率の低い項目のあるセンターへ個別にヒアリングを行い、運営状況等を把握したうえで、達成可能な手法について助言を行う。

報告事項

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について

「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について

・概要

地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成30年7月4日老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課長通知）により取り扱われているところであるが、（省略）年を追うごとに達成率が高い項目が増加してきた。加えて、地域包括支援センターと市町村との間のコミュニケーションツールとしても活用され、地域包括支援センターの機能強化に貢献してきた。

一方で、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項及び同条第9項に規定される具体的な業務改善につながっているかを評価することは困難な状況である。

このため、市町村が掲げる地域包括支援センターの事業の実施方針に沿った事業評価が行われ、各市町村の実情に合わせて地域包括支援センターの機能強化を図ることが可能となるよう、評価指標を見直すとともに、その具体的な活用方法について示すために、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

また、本改正後の指標は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の令和8年度評価指標に反映される予定である。

【参考】

介護保険法

（地域包括支援センター） 第百十五条の四十六

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

「地域包括支援センターの事業評価を通じた 機能強化について（通知）」の一部改正について

（背景）



地域包括支援センターの地域での役割は大きく、地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待されている。

課題

- ・業務の幅は広く、ボリュームも増
- ・適切な人材確保が難しい

地域包括支援センターが求められる機能を発揮するためには、

業務負担軽減を含めた業務改善を推進するとともに、

中長期的な視点に立った取組を市町村が計画的に進めていくことが重要である。

「地域包括支援センターの事業評価を通じた 機能強化について（通知）」の一部改正について

（背景）



国が行う地域包括支援センター 業務負担軽減への取組み

- ・ 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施
- ・ 総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等への一部委託
- ・ 常勤換算法等での職員配置の柔軟化

「地域包括支援センターの事業評価を通じた 機能強化について（通知）」の一部改正について

令和5年度まで



令和5年度までの事業評価にて、全国の達成率は上がり、地域包括支援センターは一定のレベルを確保できてきている。

質の向上



市町村として、各地域包括支援センターの質の向上を図るため、国の評価方法と評価目標に従って以下の設問で評価

- ・ **段階的項目**

活動項目への達成率、達成目標値の設定

- ・ **並列的項目**

未実施の項目について、地域の実情を踏まえた今後の方針

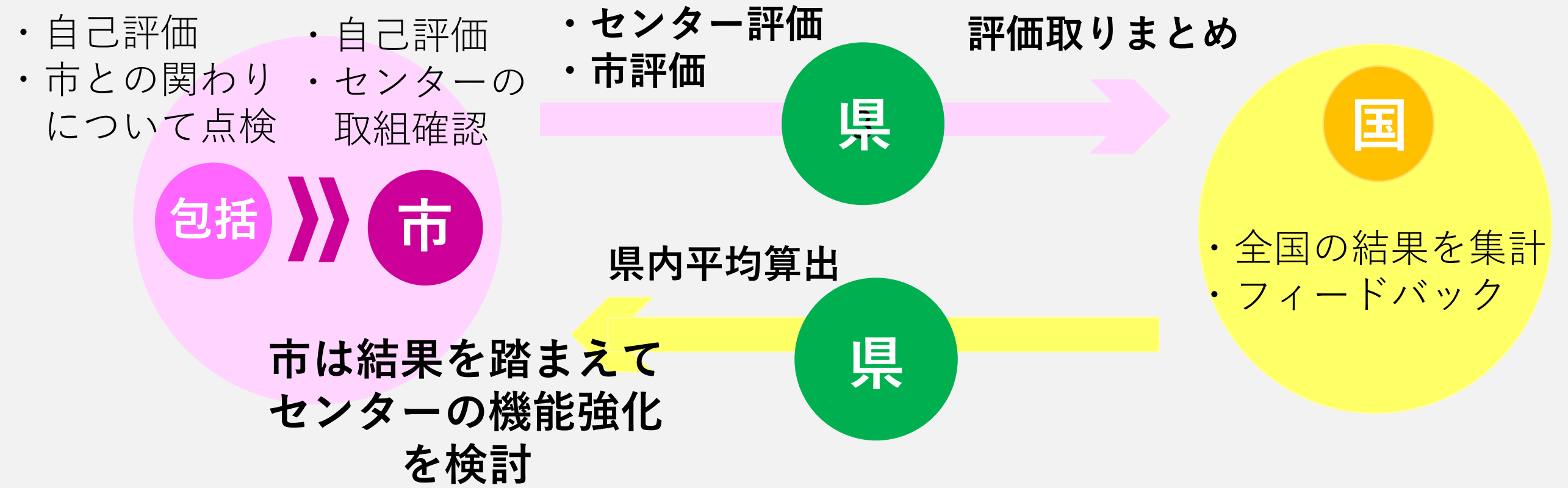
- ・ **選択的項目**

市町村が効果的な事業の実施に資するもの

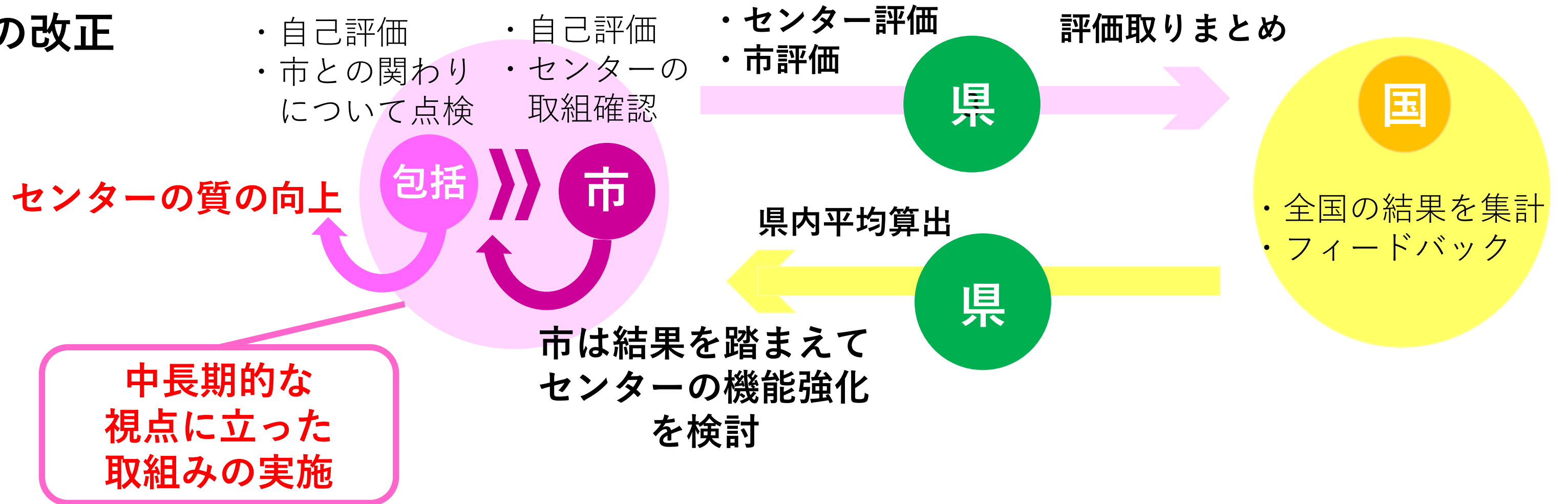
- ・ **アウトカムを見据えた評価指標の活用**

具体的な方策の検討に資するためのアウトプット評価及び中間アウトカム評価

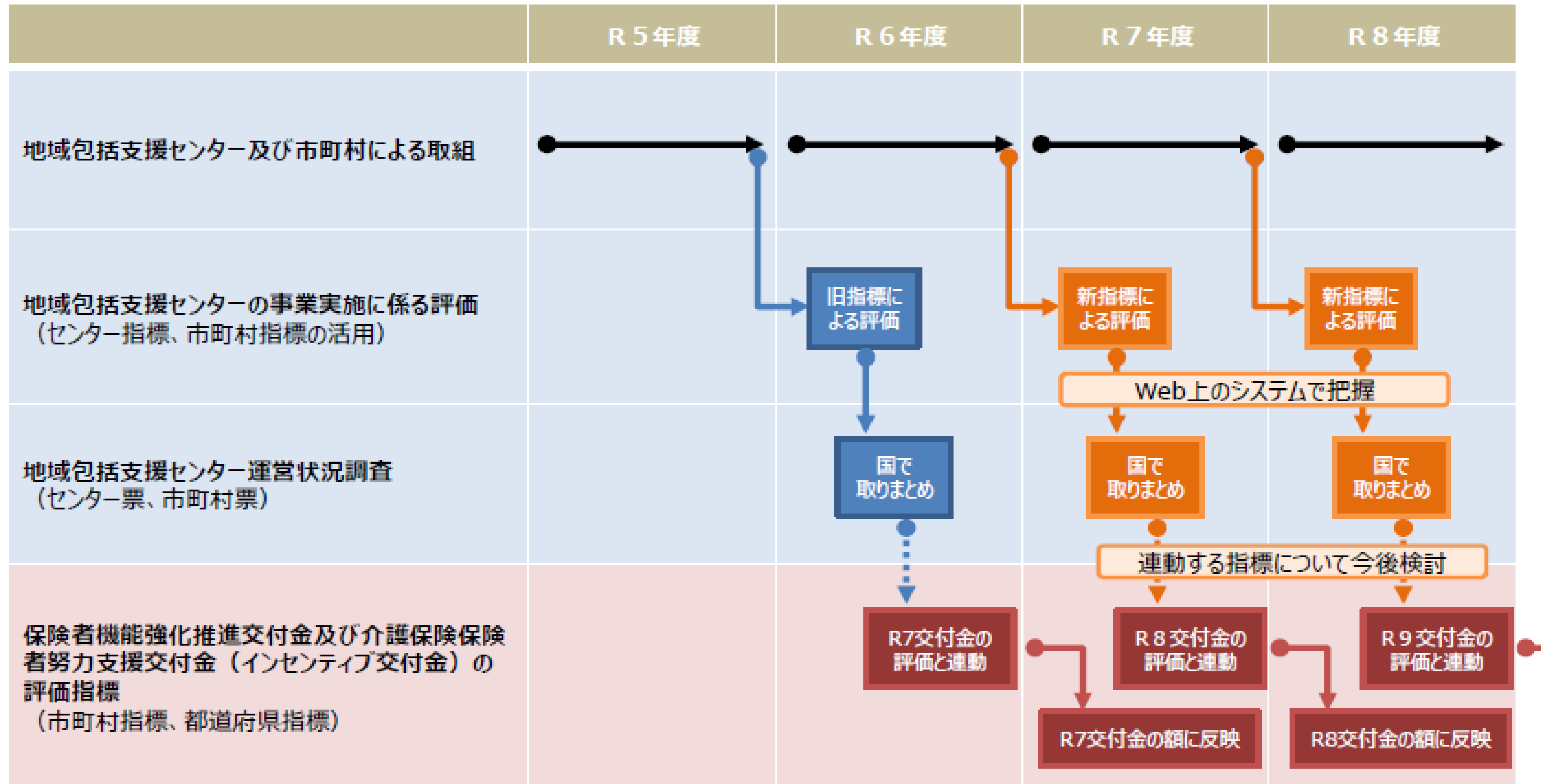
従来 (～令和5年度分)



令和6年度分評価 からの改正



新評価指標の活用に関するスケジュール（イメージ）



新設：選択的評価の項目

分類	項目
組織・運営体制	・ ICTの活用 ・ スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制づくり ・ カスタマー・ハラスメントへの対応
総合相談支援事業	・ 高齢者以外の分野とネットワーク構築 ・ 家族介護者に対する予防的な取り組み
権利擁護事業	・ すべてのセンター職員が参加する権利擁護の研修
包括的・継続的ケアマネジメント支援	・ 圏域内の居宅介護支援事務所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議での検証
地域ケア会議	・ 介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化についての定期的な評価
包括的支援事業	・ 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協議し、地域活動の促進

新設：中間アウトカム指標の項目

分類	項目
組織・運営体制	・ センター職員の定着率
総合相談支援事業	・ 高齢分野以外の機関からの照会件数 ・ 1年間の相談件数 ・ 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数
権利擁護事業	・ 権利擁護に関する相談件数 ・ 成年後見制度申立支援数
包括的・継続的ケアマネジメント支援	・ 介護支援専門員からの相談受付件数
地域ケア会議	・ センター主催の地域ケア会議を市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	・ 介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合
包括的支援事業	・ 医療関係者との合同の事例検討会や勉強会の実施数